一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」と、選定指針等省令第八条第一項中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、同項中「第一種湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、同項中「第一種湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業」と、選定指針等省令第九条中「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者は」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業」と、選定指針等省令第十条第一項中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、「第一種湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業に」と、同条第二項及び第四号中「第一種湖沼水位調節施設事業」と、選定指針等省令第十条第一項中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、「第一種湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業に」と、同条第二項及び第三項中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、同項中「第一種湖沼水位調節施設事業に」と、同条第四項中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

第三条　都市計画第一種湖沼水位調節施設事業に係る法第三十八条の六第三項の規定により読み替えて適用される法第三条の七第一項の規定による配慮書の案又は配慮書についての意見の聴取については、選定指針等省令第十一条から第十四条の規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第十一条中「第一種湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業」と、選定指針等省令第十二条中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、「第一種湖沼水位調節施設事業に」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業に」と、選定指針等省令第十三条第一項中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、「氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「名称」と、「第一種湖沼水位調節施設事業の」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業の」と、「第一種湖沼水位調節施設事業実施想定区域」とあるのは「都市計画第一種湖沼水位調節施設事業実施想定区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と、選定指針等省令第十四条中「第一種湖沼水位調節施設事業を実施しようとする者」とあるのは「第一種湖沼水位調節施設事業都市計画決定権者」と読み替えるものとする。

第十二条の次に次の一条を加える。

（報告書作成に関する指針）

第十三条　都市計画対象湖沼水位調節施設事業に係る法第四十条の二の規定により読み替えて適用される法第三十八条の二第一項の規定による報告書の作成については、選定指針等省令第三十六条から第三十八条の規定を準用する。この場合において、選定指針等省令第三十六条中「対象湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業」と、選定指針等省令第三十七条第一項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「当該事業者」と、「対象湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画事業者」と、「当該事業者」とあるのは「当該都市計画事業者」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者」と、「対象湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業」と、選定指針等省令第三十八条第一項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画事業者の」と、「対象湖沼水位調節施設事業」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業」と、同条第二項中「法第二十七条の公告を行った事業者」とあるのは「都市計画対象湖沼水位調節施設事業」と読み替えるものとする。

（放水路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第二十一号）の一部改正）

第二十一条　放水路が都市施設として都市計画に定められる場合における当該放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年建設省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十条」を「第三十五条」に改め、同条を第十二条とする。

第七条第一項中「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第六条第二項」に、「第二条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十九条」を「第三十四条」に改め、同条を第十一条とする。

第六条第一項中「第十八条」を「第三十三条」に、「第二条第二項から第五項まで」を「第十七条第二項から第四項まで」に改め、同条第二項中「第二条第二項」を「第六条第二項」に、「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に、「第十八条」を「第三十三条」に改め、同条を第十条とする。

第五条中「第十三条から第十七条まで」を「第二十八条から第三十二条まで」に、「第十三条中」を「第二十八条中」に、「第十四条」を「第十九条」に、「第十五条」を「第三十条」に、「第十八条」に改め、同条第二項中「第二条第二項から第五項まで」を「第十七条第二項から第四項まで」に、「第二条第一項から第四項まで」に、「第十八条」を「第三十三条」に改め、同条を第九条とする。

第四条中「第四条から第十二条まで」を「第十九条から第二十七条まで」に、「第四条中」を「第十九条中」に、「第五条第一項」を「第二十条第一項」に、「選定指針等省令第六条第一項」を「同項第二号中「対象放水路事業」とあるのは「都市計画対象放水路事業」と、選定指針等省令第二十一条第一項」に、「から第八項までの規定」を「及び第六項」に、「第七条」を「第二十二条第一項」に、「選定指針等省令第八条第一項」を「同条第二項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、選定指針等省令第二十三条第一項」に、「第九条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、「第九条第一項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象放水路事業」とあるのは「都市計画対象放水路事業」と」の下に、「同条第二項中「対象放水路事業」とあるのは「都市計画決定権者」と」を加え、「、同条第四項から第六項までの規定中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「第十条第一項を「第二十五条第一項及び第二項」に改め、「、同条第四項中「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と」を削り、「同条第五項及び第六項」を「同条第四項」に、「第十一条中」を「第二十六条中」に、「第十二条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第三条中「第三条」を「第十八条」に、「対象放水路事業」とあるのは「都市計画対象放水路事業」を「対象放水路事業に」とあるのは「都市計画対象放水路事業に」に改め、同条を第七条とする。

第二条第一項中「第二条第一項」を「第十七条第一項」に、「対象放水路事業」とあるのは「都市計画対象放水路事業」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」を「対象放水路事業」という。」と、「事業者」とあるのは「都市計画決定権者」と、「対象放水路事業に」とあるのは「都市計画対象放水路事業に」に改め、「法第五条第一項第二号」とあるのは「法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第二号」と」の下に、「「対象放水路事業の」とあるのは「都市計画対象放水路事業の」と、「対象放水路事業が」とあるのは「都市計画対象放水路事業が」と」を加え、「第五条第一項第四号」を「第五条第一項から第四項まで」に改め、同条第二項中「第二条第一項から第四項まで」を「第十七条第一項から第四項まで」に改め、同条を第六条とする。